

## 自立支援加算に係る回答事例

## 【ケース1】

本人の状況：①サービス事業に移行する以前は、生活援助（掃除・洗濯）を利用していた。（他の介護保険サービス併用なし）  
②これまでも、本人ができることは本人が行っていた。本人が家事を行っているのと同時並行でヘルパーが家事援助を行うことも多々あった。

問い合わせ内容： 総合事業に移行後、訪問型サービスで掃除・洗濯の援助を考えている。サービス提供時間帯に、本人が居室の掃除を行い、ヘルパーが風呂の掃除及び洗濯を行う。  
このような支援内容で加算は算定できるか。

市の回答： 本人が行う家事について、ヘルパーが目の届く範囲で見守り及び援助を行っているとは考えにくいいため、算定不可。

回答のポイント： 本ケースでは、サービス提供時間内において、利用者とヘルパーが別の作業を行っています。また、風呂場にいるヘルパーが同時に居室の様子を伺うことは困難であると考えられます。  
これらの状況を勘案し、算定不可としました。  
☆自立支援加算では、目の届く範囲で本人が行う作業の見守りの援助を行う必要があります。

## 【ケース2】

本人の状況：①総合事業移行前は、生活援助（掃除）を行っていた。  
②これまでも、本人ができることは本人が行っていた。例えば、ヘルパーが居室の掃除を行っている時間帯に、本人が同じ部屋で洗濯物たたみなどの家事を行うことがあった。  
③本人には若干の筋力低下がみられるが、認知面の低下は認められない。筋力維持・向上のために機能訓練型デイサービスを利用している。

問い合わせ内容： これまでどおり、ヘルパーが居室の掃除を行っている傍らで、本人にはできる範囲の家事（洗濯物たたみ）を行う予定。

ただ、本人（女性）はこれまで専業主婦として家事を行ってきた経験があり、家事内容についてヘルパーが特段アドバイスすべきポイントはない。

このような場合、加算は算定できるか。

市の回答： 本人には筋力・認知力低下がみられない状況であり、かつデイサービスの併用で機能維持を図っている。

このような状況で、自分ができる作業を本人に行っていたらいい。

本人が既にできることについて、ヘルパーが助言できるポイントはないことから、本加算の趣旨である「自立支援」にはあたらないと考えられるため、算定不可。

回答のポイント： 本ケースでは、同じ部屋の中でそれぞれが別の作業を行っています。また、本人が自身で行う作業は難なくできています。

これらのことから、本人が行う作業について、特段の見守り・助言が必要ない状況であることが分かります。

また、機能維持を行う手段として、デイサービスを併用しており、訪問型サービスにおいて機能維持を図る状況ではないと考えられます。

### 【ケース3】

本人の状況：①これまで訪問介護（生活援助（買い物代行））を利用して

いた。

②本人は外出の際、車椅子が必要である。

③本人は総合事業の移行に際し、ヘルパーと共に買い物に行きたいという希望がある。

④これまでは、通院等を除いて外出の機会はあまりなかった。（定期的な通院は家族が同行。）

問い合わせ内容： ヘルパーが買い物に同行し、本人と相談をしながら商品を選ぶ等の支援を行いたい。この場合の買い物同行は身体介護となり、現行相当にプランニングすべきか。

市の回答： 車椅子からの立ち上がりが頻回でなく、車椅子を押しなが

らの援助(商品選びの補助や本人が選んだものを棚から取るなど)が中心とのことであるため、見守りの援助を行っていると考えられる。

よって、市基準サービスを自立支援加算付きで提供することが妥当。

回答のポイント： 買い物の同行に際して身体介護(車いすからの移乗や排泄の介助)を伴う可能性の高い方は、現行相当サービスが適しています。

ただし、このケースは買い物に際して身体介護の必要性が少なく、外出機会の確保及び買い物の見守りの援助を行うことが中心であることから、自立支援加算の例外的な適応となります。

また、通院はご家族が介助をしていることから、定期的な身体介護サービスの提供も必要ない状況です。

なお、機能維持を目的とした自立支援加算に関しては、適宜サービス利用の効果を検証するとともに、他のサービスを利用することによる機能維持等ができないかを検討してください。

#### 【ケース4】

本人の状況：①本人は身体障害者手帳2級を所持し、半身麻痺。  
②本人は総合事業の移行に際し、ヘルパーと共に調理を行いたいと考えている。  
③半身麻痺のため、立位保持や歩行には必ず支えが必要であるが、認知面の低下はない。本人は自立に向けた意欲が高いが、身体障害のため思うように動くことができない。

問い合わせ内容： 生活援助(調理)において、献立を考えたり、味付けを考えたりすることで、本人が調理の主体となることによって、自立支援加算を算定して良いか。(本人はキッチンに立って、食材を切ったり、炒めたりすることは難しい。)

市の回答： 本人の意欲の高さを考慮し、自立支援加算を算定したいところであるが、本人状況から重度の身体障害者手帳を所持し、立位保持や歩行に支えが必要であることから、現行相当でプランニングすることが妥当。

回答のポイント： 本ケースにおいては、本人の意欲を尊重し、ヘルパーには上記のような本人主体の調理支援を行ってもらうが、自立支援加算はあくまでも、本人が作業を行うことが前提となるので、プランの振り分けは市基準ではなく、現行相当のプランニングとしました。

身体障害者手帳を所持していれば現行相当ということではなく、本人状況を総合的に判断し、妥当なプランを検討することとなります。